定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十一月十日

東京都千代田区神田佐久間町二丁目八番地一

富国産業株式会社

代表取締役　重原佐智子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十二年十一月十日

東京都港区虎ノ門三丁目一二番一号ニッセイ虎ノ門ビル

アイ・ディー・エス・シェアー・ジャパン株式会社　代表取締役　沖村　一宏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十一月十日

神奈川県川崎市高津区上作延一四一番地

向ケ丘交通株式会社イースタン

代表取締役　古知愛一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十一月十日

静岡県三島市本町八番一号

三島合同タクシー株式会社

代表取締役　古知愛一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十二月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十一月十日

京都府八幡市上津屋西久保一〇六番地

日本ルナ株式会社

代表取締役社長　伏見　浩二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十一月十日

大阪市西淀川区姫島六丁目二二番一号

梅田興業株式会社

代表取締役　古知愛一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十一月十日

大阪市北区西天満六丁目六番一三号

新梅田交通株式会社

代表取締役　古知愛一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十一月十日

岡山県倉敷市玉島道越五三〇番地

株式会社オカノ

代表取締役　平井　悟

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十一月十日

東京都中野区中野三丁目三四番地三号

日貿産業株式会社

代表取締役　村田　孝治

限定承認公告

本籍東京都杉並区荻窪二丁目一〇八番地、最後の住所東京都杉並区天沼三丁目一八番一七号

被相続人　亡　近藤昭三郎

右被相続人は平成二十二年二月九日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十日

東京都杉並区阿佐谷北四丁目二〇番七号

相続財産管理人　近藤　有司

限定承認公告

本籍高知県四万十市中村新町三丁目一〇番地、最後の住所高知県四万十市不破一番地九四

被相続人　亡　中野　正二

右被相続人は平成二十一年八月十二日死亡し、その相続人は平成二十二年三月二日高知家庭裁判所中村支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十日

高知県四万十市不破一番地九四

限定承認者　中野　敦

金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

当社は、ＣＭＣ　Ｍａｒｋｅｔ　Ｊａｐａｎ株式会社（住所　東京都港区赤坂四丁目一五番一号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の一部である店頭デリバティブ部門のうち、ＣＦＤ部門を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十二年十二月十一日です。

平成二十二年十一月十日

東京都渋谷区神宮前六丁目一九番二〇号

イニシア・スター証券株式会社

代表取締役　望月陽一郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金の額を金二億八千六百五十五万円減少し、金百一億三千三百四十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十二月十三日であり、取締役の決定は、平成二十二年十一月九日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年十月二十一日付官報の号外第二二一号一二五頁に掲載されています。

平成二十二年十一月十日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

八重洲インベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年十月二十二日開催の臨時総会において、出資一口の金額を一万円から二千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

平成二十二年十一月十日

東京都八丈島八丈町大賀郷一一二六番地一

農事組合法人大興園

代表理事　菊池　國仁

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二下	五	附則第六項	附則第五項	

平成二十二年十月十五日（号外第二百十七号）公布国土交通省令第五十一号（建設業法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

五ページ別記様式第二十五号の十二中「国際標準化機構が定めた規格に基づく登録の状況」は「国際標準化機構が定めた規格による登録の状況」の誤り。

六ページ別記様式第二十五号の十四中「知事　殿」は「知事　殿」の、「申請があった日」は「申請があつた日」の誤り。

八ページ別記様式第二十五号の十五の別紙中「申請があった日」は「申請があつた日」の、「第21条の６第２号に定める基準」は「第21条の６第２号の確認基準」の、「報告を行った場合」は「報告を行つた場合」の誤り。

平成二十二年十月二十七日（号外第二百二十五号）厚生労働省告示第三百七十三号（薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件）

（印刷誤り）

一六一　終りから八1―メントール1―メントール

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十日付第二三六号九月二十二日付参会第四号三

六ページ●同日付政府調達第二一一号一六ページ●十二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）